

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五條第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。この公告に係る大規模小売店舗を有する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に知事による意見書を提出する者があるときは、同法第八條第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに一月十九日

岡山県知事 伊原木 隆太

- 一 届出事項の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
コープ林田
- 2 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
コープ林田 七番七号
- 3 変更前（変更後）の名称、住所及び代表者の氏名
コープ林田 七番七号
コープ林田 七番七号
- 4 変更年月日
平成三十年三月十日
- 二 届出縦覧令
- 1 縦覧の期間
令和二年三月十九日から令和二年三月十九日まで
- 2 縦覧の場所
岡山県産業労働部経営支援課